

茨城県立佐和高等学校の部活動の運営方針

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

高校生は、学習や運動だけでなく、様々な体験を通して成長する必要がある。そのため、本校においても、ボランティア活動を推奨し、活動を通しての人的成長を促している。そのことを踏まえ、成長期にある生徒が、学習、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活をしつつ様々な体験ができるよう、校長および部顧問は以下のように活動時間を管理する。

(1) 適切な休養日等の設定

ア 次に示す活動時間の上限を遵守する

1日当たり・1週間当たりの活動時間の上限(練習試合や大会等の当日を除く)

	1日当たり		週計
	平日	休日	
時間数上限	2時間	4時間	12時間

※活動時間＝準備や片付け、移動時間を除いた時間。

- 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、他の休日に休養日を振替える。
また、祝日が含まれる週や、平日の大会等への参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。
- 長期休業中においても、上表のとおり活動時間を設定する。

イ 朝の活動を原則禁止する

- 原則として朝の活動は禁止とする。ただし、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できない場合、放課後の活動を朝に振替えることができる。その場合も、1日の活動時間の上限内で実施する。

ウ 次のとおり、週当たり2日以上休養日を設ける

	平日	休日(土・日)	週計
休養日	原則、平日・休日各1日以上		原則、2日以上

- 大会等の参加により休日(土・日)に連続して活動した場合、他の休日に休養日を振替える。
- 大会等に向け、コンディション調整のため生徒が希望した場合で、休日に連続して活動した場合は、他の休日に休養日を振替える。なお、休日に連続して活動できる期間は下表のとおりとする。

大会等に向けた土日連続の活動許可期間	部・同好会名
大会等の2週間前から	スケート、写真、科学、文芸、茶道、JRC
大会等の3週間前から	美術
大会等の4週間前から	サッカー、男女バスケットボール、バレーボール、男女テニス、陸上、弓道、卓球、剣道、ハンドボール、吹奏楽、朗読、書道
大会等の6週間前から	野球

- 公式大会等で上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えており、コンディション調整のため生徒が希望する場合で、休日に連続して活動した場合は、平日に休養日を振替える。

- 長期休業中においても上表のとおり休養日を設定する。加えて、生徒が十分な休養を取ったり、部活動以外の多様な活動を行ったりできるよう、1週間以上の連続した休養期間（オフシーズン）を設けることとする。
また、生徒の多様なニーズに応えるよう、休業日を増設する等配慮や工夫に努める。
- 競技等によって休養の必要性等の度合いは異なるため、運動等の強度や活動時間などに応じて、休養が不足しないよう綿密な計画を月単位で立案する。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 大会参加数の精選

- 特に公式大会等以外の地方大会等について、精選する。
- 部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し、適切に休養日が確保できるよう設定する。

イ 大会参加に係る事前確認・検証

- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、適切な是正指導を行い、その上で活動計画を学校ホームページ上に公表する。

2 適切な運営のための体制整備

部活動は、協調性や強い心身を育む等、生徒を成長させる活動として、推奨されてきたものである。このように有意義な活動であることは今後も変わらないが、近年は生徒のニーズも多様化し、また、社会の変化に伴い、主体的な学びの実施が求められている。これらを踏まえ、校長および部顧問は、以下のとおり望ましい運営体制を構築する。

(1) 望ましい運営体制の構築

ア 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて、生徒・保護者に周知徹底する。
- 部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

イ 費用負担、部活動の位置づけの見直し

- 部活動にかかる費用については、生徒会費及び後援会の特別活動振興費から補助を行う。校長は、全保護者に対してこの旨を説明し理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
- 地域移行期において、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないよう配慮する。

ウ 部顧問の委嘱等

- 部顧問の決定に当たり、校長は、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導員の配置状況を勘案しながら、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。
- 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等をとおり、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動し、かつ生徒及び部顧問

の負担が過度とならないよう、必要な支援と是正指導を行う。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 部顧問対象研修への協力

- 教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。

イ リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

- 運動部顧問は、科学的な見地にに基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医及びアスレティックトレーナーを含む有資格者等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 熱中症事故の防止

- 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。
また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。
その際、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

エ 事故、体罰、ハラスメントの防止

- 部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア 方針等の策定

- 校長は、「県運営方針」に則り、毎年度、「学校方針」を策定する。
- 部顧問は、年間・月間の活動計画及び、月間の活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、学校方針、年間活動計画、月間活動計画、月間活動実績を学校ホームページに掲載し公表する。

イ 活動状況の検証とフォローアップ

- 校長は、毎月の活動計画・活動実績により、各部活動の活動状況を把握し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

部活動についての生徒のニーズは、競技志向やレクリエーション志向など、様々である。また、学びやキャリア形成につながる探究的な活動など、授業や部活動以外での生徒のニーズも多様化している。一つの学校でそれらのニーズに応えるのは困難であるため、これらに柔軟に応える体制を社会全体で整備することが必要である。校長および部顧問は以下のとおり環境を整備する。

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 多様な志向への対応

- 生徒が希望すれば、地域での活動も含めて複数の活動を同時に経験できるよう配慮する。

イ 誰もが参加できる活動の工夫

- 運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- 地域の特別支援学校等との合同練習を実施するなど連携を図る。

(2) 地域移行の推進

- 段階的な地域移行を推進する。
- 活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう配慮する。
- 生徒が部活動以外の活動に参加するに当たっては、互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。
- 学校は、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に可能な範囲で協力する。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

教員の働き方について、時間外在校等時間縮減のため、以下の体制を構築する。

(1) 複数顧問制の推進等

- 複数顧問制を推進するため、部活動指導員等の配置や部活動の精選を行う。
- 複数顧問制の実施においては、負担が偏ることのないよう、顧問交代による単独指導を原則とする。

附記

令和5年4月1日運用開始

令和5年10月12日一部改定